第 10 次四街道市情報化推進計画



令和3 (2021) 年3月

一目次一

第1章 四街道市情報化推進計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の構成	2
① 基本方針について	3
② アクションプランについて	3
第2章 四街道市を取り巻く情報化の動向	
1. 国における情報化施策の動向	4
① 官民データ活用推進基本法	4
② デジタル手続法	6
2. 県における情報化施策の動向	7
第3章 基本方針	
1. 基本方針の考え方	8
2. 4つの基本目標	8
① 市民の利便性向上	8
② 行政運営の効率化	8
③ 管理体制の確立	9
④ 人材育成	9
3. 基本方針の体系	10
4. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	11
第4章 四街道市における情報化の取り組み	
1. 市民の利便性向上	12
2. 行政運営の効率化	13
3. 管理体制の確立	14
4. 人材育成	15
資料	
四街道市の情報化の歩み(2011~2020)	17

第1章 四街道市情報化推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、情報化技術を有効に活用し行政事務の高度化、質的向上を図る具体的な取り組みとして、平成 13 (2001) 年度に市で最初の情報化計画を策定しました。以降、原則2年毎に計画を見直し、行政の様々な分野で ICT¹を活用した施策の推進に取り組んできました。この間、ICT は急速に進展し、市民生活においては、スマートフォン等の情報通信機器が普及し、ICT の活用がより一層身近なものとなっています。

また、令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染症対策において、国・地方公共団体で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなりました。こうした行政のICT 化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方等をICT 化に合わせて変革していく、社会全体のデジタルトランスフォーメーション²(DX) が求められています。

このように、本市を取り巻く環境は今後更に早い速度で変化し、それに伴い課題も複雑かつ多様化することが予想されます。加えて、新型コロナウイルス感染症対策として「新しい生活様式」を取り入れた、暮らしの質の向上や地域の活性化を進めていくためには、行政内部での取り組みだけでなく、人口減少・少子高齢化等に伴い生じる様々な課題に対してICT を積極的に活用していく必要があります。

国では、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野で ICT 化への課題が浮き彫りとなり、令和3(2021)年度には行政の ICT 化を一元的に指揮する「デジタル庁」が創設されます。

¹ ICT: Information and Communication Technology の略。情報技術や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

² デジタルトランスフォーメーション: DX「ICT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

今般、この行政のICT 化の加速に対応するとともに、「市町村官民データ活用推進計画」として必要な内容を盛り込むため、情報化推進計画の改定を実施することとしました。

本市では、このような状況を踏まえ、今後を見据えた ICT 活用に関する基本的な考え方を示す「第 10 次四街道市情報化推進計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2. 計画の位置付け

本市では、総合計画後期基本計画(2019年~2023年)(以下「後期基本計画」という。)において、基本目標6「ともに創る将来に向けて持続可能なまち」の施策分野「行財政運営」の施策として「計画的・効率的な行政運営の推進」を位置付け、高度情報化社会に対応した情報基盤の構築に努めています。

本計画は、後期基本計画を上位計画とした、本市におけるICTの積極的な活用を推進するための個別計画です。

また、本計画は、官民データの活用を総合的かつ効果的に推進するため、「官民データ活用推進基本法」第9条第3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。

3. 計画の期間

本計画は、ICT の進展や社会動向の変化に適確に対応するため、令和3・4 (2021・2022) 年度の2ヶ年を計画期間とします。

4. 計画の構成

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、国・県などにおいても「新しい 生活様式」を取り入れた制度改正等の流れに柔軟に対応する必要があり、加え て、新たに創設される「デジタル庁」を中心に、国と地方を通じた情報システ ムの標準化・共通化やクラウド³活用の促進などICT 基盤の構築が早急に求められることから、これらを鑑み、本計画では、急速に進展する高度情報化社会において、本市の情報化を着実に進めるための基本的な指針となる「基本方針」と、具体的な取り組みについて、その成果を確認し、状況に応じて取り組み内容を更新する「アクションプラン」の2部構成とします。

① 基本方針について

基本方針は、計画期間における本計画の概要及び基本目標を示すものとします。また、基本方針は、社会情勢やICTの変化に応じて適宜見直しを行います。

② アクションプランについて

各所属において、新たに導入を検討している、または、新たに導入する ICT について、事業ベース毎に成果・効果を確認するとともに、状況に応じて取り組み内容を更新します。

³ クラウド:データをインターネット上のサーバに保存する使い方、サービスのこと。

第2章 四街道市を取り巻く情報化の動向

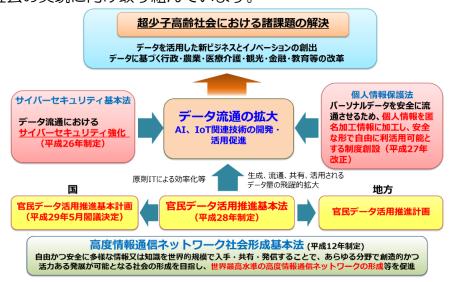
1. 国における情報化施策の動向

総務省は、平成 26 (2014) 年に「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」を策定し、番号制度の導入に併せた自治体クラウド⁴導入の取り組 み加速、ICT 活用による住民利便性の向上及び電子自治体推進のための体制整備を柱とした電子自治体の推進に取り組んでいます。

また、ICT の急速な発展を受け、平成 12 (2000) 年に制定された「IT 基本法」の抜本的な改正も予定されており、今後は、新たに創設される「デジタル庁」を中心に新型コロナウイルス感染症で顕在化した ICT 施策の課題に向け、これまでにないスピードで取り組むことが求められます。

①官民データ活用推進基本法

平成 28 (2016) 年に「官民データ活用推進基本法」が制定され、全ての国民が ICT 活用やデータ活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会の実現に向け取り組んでいます。



<図1 官民データ活用推進基本法制定の背景>

<出典 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」>

⁴ 自治体クラウド: 地方自治体の情報システムをデータセンターで集約し、市町村がクラウドサービスとして共同利用するもの。

なお、市町村官民データ活用推進計画策定の根拠となる官民データ活用推進基 本法の概要と官民データ活用推進計画の関係は以下の通りです。

目的

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心 して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与(第1条)

基本理念 (第3条 抜粋)

第1項:情報の円滑な流通の確保

第2項:自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業 第6項:官民データの適正な活用を図るための基盤整備 の創出、国際競争力の強化等

第3項:官民データ活用により得られた情報を根拠とする 施策の企画及び立案

第4項:安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全 等の確保

第5項:情報通信技術の更なる活用

第7項:多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性 の確保等の基盤整備

第8項:AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

第3章 基本的施策

第10条: 行政手続等のオンライン化原則

第11条:オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

第12条:データ利活用のルール整備 第13条:マイナンバーカードの普及・活用

第14条: デジタルデバイド対策

第15条:情報システム改革・業務の見直し(BPR)

・分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

第16条:研究開発の推進等 第17条:人材の育成及び確保

第18条:教育及び学習振興、普及啓発等

◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定(第8条)

国の官民データ活用推進基本計画

○個別施策

第10条~第18条の該当施策

- ◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定 (義務) (第9条1項)
- ◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定 (努力義務) (第9条3項)

◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保(第19条)

● 地方の官民データ活用推進基本計画策定の手引

地方の官民データ活用推進計画

○個別施策の5本柱

行政手続等のオンライン化原則(第10条)

オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進(第11条) マイナンバーカードの普及・活用(第13条)

デジタルデバイド対策(第14条)

情報システム改革・業務の見直し(BPR)(第15条1項)

< 図2 官民データ活用推進基本法と市町村官民データ活用推進計画の関係イメージ>

<出典 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」>

②デジタル手続法

令和元(2019)年に「デジタル手続法」が制定され、ICT を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に取り組んでいます。この取り組みにより今後の行政手続きは原則、オンライン化に統一されることとなります。

デジタル手続法の概要 (令和元年12月施行)

デジタル技術を活用し、行政手続等の**利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化**を図るため、 行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ: 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 国の行政手続(申請及び申請に基づく処分通知) について、オンライン化実施を原則化 (地方公共団体等は努力義務)
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施 (電子署名等、電子納付)

添付書類の省略

 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報 に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備 (登記事項証明書(令和2年度情報連携開始予定)や 住民票の写しなどの本人確認書類等)

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

オンライン化、添付書類の省略、情報システムの共用化、 データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等

デジタルデバイドの是正

 デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正 (高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、 デジタル化を可能とする法制上の措置を実施
- <図3 デジタル手続法における基本原則及び必要な事項>
- <出典 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「デジタル手続法の概要」>

2. 県における情報化施策の動向

千葉県は、令和元(2019)年に「県民の暮らしを豊かにする千葉県 ICT 利活用戦略」を策定しており、官民データ活用推進基本法第9条第1項に規定された「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けられています。

この戦略では、人口減少・少子高齢化等に対応し、県民一人ひとりの暮らしを豊かにし、本県の持続的な発展を実現するため、県や市町村、企業、研究機関等の様々な主体がそれぞれの強みを生かした、波及効果の高いプロジェクトの推進や、様々な主体による取組の創出など、「オール千葉」でICT 利活用の推進に取り組むこととしています。

また、令和4(2022)年度には、より高度な情報セキュリティ対策の構築を目的として、千葉県と県内 54 市町村で利用されている「千葉県セキュリティクラウド⁵」の切り替えが予定されています。

7

⁵ セキュリティクラウド: 都道府県と市区町村が Web サーバ等を集約し、高度なセキュリティ 対策を実施するもの。

第3章 基本方針

本市は、質の高い行政運営の推進に向け、「ICT を活用したサービス向上」及び「ICT を活用した業務執行の効率化」に取り組みます。

1. 基本方針の考え方

基本方針は、4つの基本目標及びその取り組みに分類し、本市の情報化を推進します。

2. 4つの基本目標

① 市民の利便性向上

~行政サービスについて、ICT を活用して、市民の利便性を向上させる~

進化が著しいICTの活用により、市民が行政サービスの利便性向上を実感できるよう 取り組みを進めます。

特に、市民の利便性向上という観点から、行政手続のオンライン化について、優先して進めます。

② 行政運営の効率化

~ICT の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げる~

定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化など、根本的な対応策を検討し、その上でAIやRPAの利用による自動化を行い、職員が、職員でなければできない業務に注力できる環境の整備を進めます。

③管理体制の確立

~ICT 調達の最適化及びセキュリティ対策の徹底~

本市が調達する様々なICT・情報システムについて、セキュリティの確保、サイジングの最適化や無駄の排除といった複数の視点からガバナンス⁷を強化します。

また、県・近隣市町村ほか、関係機関との連携を密にするなど、市民の信頼に応え、 強固な情報セキュリティの確保に努めます。

④ 人材育成

~ICT 活用及び情報セキュリティ強化のための人材育成~

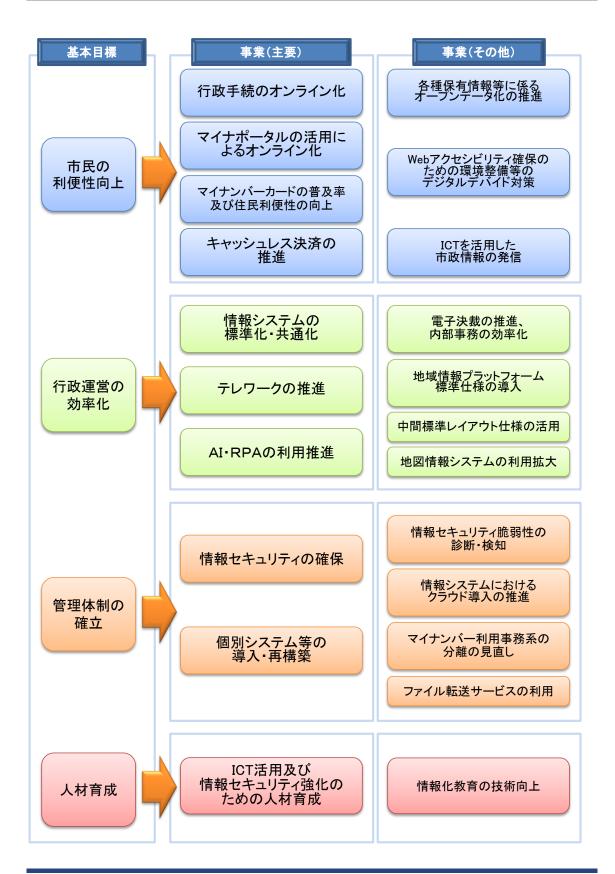
ICT を活用して市民サービスの向上や行政運営全体の改善を進めるためには、職員全体に一定程度の ICT リテラシーが必要となります。

職員がICT活用に関する知識を持ち、自らの業務において、ICTを活用した市民サービスの向上や業務効率化などを行える人材育成を進めます。

⁶ サイジング:システム等について適切な規模に拡張や縮減すること。

⁷ ガバナンス:健全な企業経営を目指す、企業自身による管理体制。

3. 基本方針の体系



4. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法」、「サイバーセキュリティ戦略」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「四街道市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」、「四街道市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、及び運用を図ることとし、データの活用に際しては、市民の皆さんに安心していただけるよう努めます。

第4章 四街道市における情報化の取り組み

1. 市民の利便性向上

~行政サービスについて、ICT を活用して、市民の利便性を向上させる~ 現状

これまで、行政手続のオンライン化については、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続について、積極的にオンライン化の推進に取り組んでいます。

また、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、市民の利便性向上に取り組んでいます。

今後

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、行政手続のオンライン化を推進し、利用者中心の行政サービスを実現します。手続のオンライン化に当たっては、窓口の見直しを含めた業務改革(BPR⁸)の実施、バックオフィスを含めたICT 化及び書面規制、押印、対面規制の見直しについても同時に推進します。

また、マイナンバーカードの普及と利便性の向上が行政の ICT 化のカギとなることから、マイナンバーカードの一層の普及に努めます。

個別事業

- ① 行政手続のオンライン化
- ② マイナポータルの活用によるオンライン化
- ③ マイナンバーカードの普及率及び住民利便性の向上
- ④ キャッシュレス決済の推進

⁸ BPR: Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、業務プロセス全体について再設計すること。

- ⑤ 各種保有情報等に係るオープンデータ化の推進
- ⑥ Web アクセシビリティ9確保のための環境整備等のデジタルデバイド10対策
- ⑦ ICT を活用した市政情報の発信

2. 行政運営の効率化

~ICT の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる 向上に繋げる~

現状

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、 システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対 応せざるを得ず、負担が大きくなっています。

また、ICTの革新は著しく、ICTを活用した業務の自動化については、業種を問わず多くの企業・団体等において様々な業務を対象に導入され、自治体においても業務の効率化のため、RPA¹¹を用いて定型業務やルーティン処理などを自動化する取り組みを進めています。Al¹²についても、会議録の作成や職員の業務支援など、様々な自治体業務において実証実験や実用化が進められています。

今後

自治体全体の ICT 化を進めるためには、各自治体が個別に対応するのではなく、情報システムの標準化・共通化を推進していく必要があります。自治体における情報システムの共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、業務プロセス・情報システムの標準化に取り組みます。

また、自治体の定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直しや

⁹ Web アクセシビリティ:年齢や身体的条件にかかわらず、誰もが情報を受発信できること。10 デジタルデバイド:ICT を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

¹¹ RPA: Robotic Process Automation の略。人間がコンピュータ上で行っている定型作業を、ロボットで自動化すること。

¹² AI: Artificial Intelligence の略。人工知能。言葉の理解や問題解決など人の知的な振る舞いを模倣するコンピュータシステムのこと。

情報システムの標準化など、根本的な対応策を検討し、その上で AI や RPA の利用による自動化を行い、職員が、職員でなければできない業務に注力できる環境の整備を進めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の未然防止や行政機能の維持のため、 有効な手段となっているテレワーク活用に積極的に取り組みます。

個別事業

- ① 情報システムの標準化・共通化
- ② テレワークの推進
- ③ AI・RPA の利用推進
- ④ 電子決裁の推進、内部事務の効率化
- ⑤ 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入
- ⑥ 中間標準レイアウト仕様の活用
- ⑦ 地図情報システムの利用拡大

3. 管理体制の確立

~ICT 調達の最適化及びセキュリティ対策の徹底~

現状

システム等の導入に当たっては、「四街道市情報システム調達基本指針」に基づき、組織横断的、長期的な視点での費用対効果、特定ベンダーに偏らない導入形態の適正化及び運用におけるライフサイクルコストを検証の上、調達しています。

今後

本市が調達する様々なICT・情報システムについて、セキュリティの確保、サイジング の最適化や無駄の排除といった複数の視点からガバナンス を強化します。

また、県・近隣市町村ほか、関係機関との連携を密にするなど、市民の信頼 に応え、強固な情報セキュリティの確保に努めます。

個別事業

- ① 情報セキュリティの確保
- ② 情報セキュリティ脆弱性の診断・検知
- ③ 情報システムにおけるクラウド導入の推進
- ④ マイナンバー利用事務系の分離の見直し
- ⑤ ファイル転送サービスの利用
- ⑥ 個別システム等の導入・再構築

4. 人材育成

~ICT 活用及び情報セキュリティ強化のための人材育成~

現状

ICT について先進的な取り組みを行っている自治体においても、その関係部署の職員の意識化は図られている一方、その部署以外の職員への浸透が図れていないなど、組織全体として ICT 化への意識にばらつきがあると、先進的に導入した ICT 化が機能しない事態にもなりかねません。そのため、職員全体に一定程度の ICT リテラシーが必要となります。

今後

全ての職員がICT 活用に関する最低限の知識を持ち、自らの業務において、ICT を活用した市民サービスの向上や業務効率化などが行えるよう、研修を継続して行うとともに、市の業務やこれらをとりまく環境の変化に応じ、必要とされるICT リテラシーやセキュリティを修得した人材の育成を図ります。

個別事業

① ICT 活用及び情報セキュリティ強化のための人材育成

② 情報化教育の技術向上

資料

四街道市の情報化の歩み(2011~2020)

年度	経緯
平成 23 (2011)年度	 ・システム運用開始 モバイルレジ(税金・保険料の納付) 例規検索システム「SUPER-REIKI-BASE」(ASP サービス) 学童保育システム 期日前・不在者投票・当日投票・選挙人名簿管理システム ネットワーク管理システム「SkySea Client View」 住民税課税資料ファイリングシステム ・四街道市情報システム調達基本指針策定 ・イントラネットパソコン USB デバイス制限
平成 24	・システム運用開始一 図書館予約システム- メール配信サービス「よめーる」(ASP サービス)- eLTAX(法人市民税・給与支払報告書)・緊急時対応マニュアルを情報システム BCP として位置付け
平成 25(2013)年度	・システム運用開始 - デジタルサイネージ「でじなびくん」リニューアル(CyberSignage) - グループウェア「公開羅針盤+C」(LGWAN-ASP サービス) - 法改正に伴う障害者総合支援システム - 障害福祉総合システム - 健康管理システム「健康かるて」 - 動画配信システム「健康かるて」 - 動画配信システム(MS-Azure によるクラウド化) - 下水道受益者負担金システム ・消防・救急無線システムのデジタル化 ・ちば消防共同指令センター指令管制システムの運用開始に伴う消防業務支援システムとのデータ連携開始 ・イントラネットサーバ・端末の仮想化及びクラウド移行に関する業者選定(プロボーザル)実施 ・外国人住民票コード付番開始 ・戸籍副本データ LGWAN 接続 ・オープンソース「LibreOffice」試行運用開始 ・プリンタ運用変更(イントラネット・基幹系間の統合・共有化、複合コピー機のイントラネット接続)・第三次 LGWAN 移行 ・次のイントラネット系サーバを廃止し、クラウドサービスに移行(グループウェアサーバ、指紋認証サーバ、ファイル共有サーバ、DNSサーバ、バックアップ管理サーバ、プロキシサーバ、秘書システムサーバ、動画配信(外部)サーバ、動画配信(内部)サーバ、外部メール(ウイルス管理)サーバ、SKYサーバ)・イントラネット系パソコンを縮小し、仮想クライアント端末に移行開始(560)台対象)

年度	経緯
平成 26 (2014)年度	 ・システム運用開始 一 共通宛名連携システム 一 ひとり親家庭医療費助成システム 一 償却資産一品投入システム 一 学齢簿システム 一 地方税ポータルシステム(固定資産税) - 図書館システム ・財務会計システムのホスティング化
平成 27 (2015)年度	 システム運用開始 共通宛名連携システム 人事総合システム「LAPiS」 イントラネットシステムのシンクライアント整備完了 住民情報システムをクラウド化 住民基本台帳ネットワークの番号制度対応
平成 28 (2016) 年度	 ・システム運用開始 外部記憶媒体利用制限(マイナンバー利用事務系) 建築積算システム ネットワーク型図書館管理システム 企業会計システム 介護保険事業者台帳システム 財務会計システム(公会計対応) 幼稚園奨励費補助金システム 健康管理システム(マイナンバー対応) 生活保護システム(マイナンバー利応) 二要素認証システム(マイナンバー利用事務系)
平成 29 (2017)年度	・システム運用開始 - 地図情報共有システム「ALANDIS-NEO」(LGWAN-ASP サービス) - 建築積算システム - 子育てワンストップサービス(マイナポータル) ・情報系ネットワーク強靭化対応(情報系・インターネット接続系の分離、仮想化インターネットブラウザ運用開始、等)
平成 30 (2018) 年度	・システム運用開始- レセプト管理システム(LGWAN-ASP サービス)- 議会議員用タブレットシステム・第四次 LGWAN 移行
令和元 (2019)年度	・元号切替対応 ・システム運用開始 - 市営住宅料管理システム ・イントラネット管理サーバの一部を最適化 (パソコン管理サーバのデータセンター事業者変更、AD サーバのクラウドサービス化)
令和2 (2020)年度	 新型コロナウイルス対策として次の環境整備を実施 分散勤務環境(文化センター、保健センター、企業庁舎) Web 会議環境(庁内一部会議室、およびモバイル Wi-Fi における Web 会議) テレワーク環境(クラウド環境リモート接続) チャットツール「LoGo チャット」

第10次四街道市情報化推進計画

令和3 (2021) 年3月

発行 四街道市

〒284-8555

千葉県四街道市鹿渡無番地

Tel 043-421-2111 (代表)

編集 経営企画部情報推進課